

介護保険課

1 保険給付事業

(1) 被保険者の資格管理

被保険者台帳は、介護保険システムで管理しており、65歳に到達した「第1号被保険者」、40歳以上65歳未満のうち要介護（支援）認定者である「第2号被保険者」、障害者支援施設入所者等の「適用除外者」及び他市町村所在施設に入所（入居）する「住所地特例者」を登録した。

また、日次処理として、死亡・転入・転出等による資格の取得・喪失や異動を行い、月次処理として65歳到達者の第1号資格取得事務を行い、被保険者証を交付した。

ア 第1号被保険者数

（単位：人）

年齢区分	前年度末現在	本年度中増	本年度中減	本年度末現在
65歳以上75歳未満	11,716			11,024
75歳以上85歳未満	9,959			10,546
85歳以上	4,538			4,612
（再掲）外国人被保険者	167			158
（再掲）住所地特例被保険者	104			119
計	26,213	1,073	1,104	26,182

イ 要介護（要支援）認定者数（令和6年3月末現在）

（単位：人）

区 分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
第1号被保険者	699	919	696	800	702	623	383	4,822
65歳以上70歳未満	21	27	12	20	12	13	8	113
70歳以上75歳未満	60	78	30	46	36	38	21	309
75歳以上80歳未満	95	118	70	102	90	55	48	578
80歳以上85歳未満	217	232	186	159	127	122	70	1,113
85歳以上90歳未満	200	260	221	200	170	122	101	1,274
90歳以上	106	204	177	273	267	273	135	1,435
第2号被保険者	3	19	4	8	9	8	6	57
総 数	702	938	700	808	711	631	389	4,879

(2) 介護保険料の賦課徴収

第1号被保険者の介護保険料を賦課決定し、年次分は7月に通知書を送付した。以後の新規資格取得者や、資格喪失、所得更正等により保険料が変更となった者に対しては、原則として8月以降の月初めに賦課決定し、通知書を送付した。

特別徴収対象者は、偶数月に支給される公的年金からの天引きにより保険料を徴収した。

普通徴収対象者は、7月（普徴1期）から翌年2月（普徴8期）までに分けて保険料を徴収し、必要により随期を設定した。

なお、納期限までに納付がなかったものに対しては、督促状や催告書を送付するとともに、必要に応じて財産の差押えを行い、収納率の向上に努めた。

ア 所得段階別介護保険料

所得段階	対 象 者	基準額に 対する 割合	介護保険料		被保険者数
			年 額	月額換算	
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非課税で年金収入等が80万円以下	基準額 ×0.3	18,000 円	1,500 円	3,608 人
第2段階	世帯全員が住民税非課税で年金収入等が80万円超120万円以下	基準額 ×0.5	30,000 円	2,500 円	2,209 人
第3段階	世帯全員が住民税非課税で年金収入等が120万円超	基準額 ×0.7	42,000 円	3,500 円	1,834 人

第4段階	市民税課税世帯であるが本人が住民税非課税で、年金収入等が80万円以下	基準額 ×0.9	54,000円	4,500円	3,056人
第5段階	市民税課税世帯であるが本人が住民税非課税で、年金収入等が80万円超	基準額	60,000円	5,000円	3,883人
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満	基準額 ×1.2	72,000円	6,000円	4,450人
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額 ×1.3	78,000円	6,500円	4,002人
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額 ×1.5	90,000円	7,500円	1,702人
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満	基準額 ×1.7	102,000円	8,500円	509人
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満	基準額 ×1.75	105,000円	8,750円	478人
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上	基準額 ×2.0	120,000円	10,000円	451人

※「年金収入等」は、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計をいう。

※合計所得金額については、税と異なる数値を使用して計算している場合がある。

イ 介護保険料の収納状況

(単位：円)

区 分	調定額	収入済額	うち 還付未済額	収入率	不納欠損額	未収額
特別徴収	現年	1,427,901,270	1,427,901,270	100.0%	0	0
普通徴収	現年	116,430,500	108,944,720	93.6%	0	7,485,780
	滞納	21,427,417	3,562,858	16.6%	6,049,081	11,815,478
合 計		1,565,759,187	1,540,408,848	98.4%	6,049,081	19,301,258

(3) 公費による低所得者に対する介護保険料の軽減

消費税増税に伴う保険料の負担を軽減するため、所得段階の第1段階から第3段階の者を対象として、基準額に対する割合を減じて保険料を減額した。

保険料の減収分は、一般会計から介護保険特別会計への低所得者保険料軽減事業繰入金により補填した。

所得段階	軽減前	軽減後	公費による軽減額
第1段階	30,000円(基準額×0.5)	18,000円(基準額×0.3)	12,000円
第2段階	42,000円(基準額×0.7)	30,000円(基準額×0.5)	12,000円
第3段階	45,000円(基準額×0.75)	42,000円(基準額×0.7)	3,000円

(4) 保険給付の制限

要介護（支援）認定を受けた第1号被保険者が保険料を1年以上滞納した場合に、介護サービスに係る保険給付の制限措置を行った。

保険料滞納期間	給 付 制 限 内 容	対象者数			
		前年度末 現在	本年度中		本年度末 現在
			開始	終了	
1年以上	保険給付の支払方法変更	1人	0人	1人	0人
1年6か月以上	保険給付の支払一時差止	0人	0人	0人	0人
2年以上 〔納付相談等のある 場合を除く。〕	保険給付の減額	3人	1人	4人	0人

(5) 介護保険サービス受給者数（令和 6 年 3 月）

ア 居宅介護（介護予防）サービス

（単位：人）

	予防給付			介護給付						合計
	要支援 1	要支援 2	計	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計	
第 1 号被保険者	298	553	851	519	657	398	194	98	1,866	2,717
第 2 号被保険者	2	13	15	3	6	5	2	5	21	36
総 数	300	566	866	522	663	403	196	103	1,887	2,753

イ 地域密着型（介護予防）サービス

（単位：人）

	予防給付			介護給付						合計
	要支援 1	要支援 2	計	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計	
第 1 号被保険者	2	3	5	83	86	89	35	21	314	319
第 2 号被保険者	0	0	0	0	2	1	1	0	4	4
総 数	2	3	5	83	88	90	36	21	318	323

ウ 施設介護サービス

（単位：人）

	予防給付			介護給付						合計
	要支援 1	要支援 2	計	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計	
介護老人福祉施設	0	0	0	0	3	128	241	172	544	544
介護老人保健施設	0	0	0	16	59	89	79	42	285	285
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護医療院	0	0	0	0	0	1	4	5	10	10
総 数	0	0	0	16	62	218	324	219	839	839

(6) 「介護保険負担限度額認定証」の交付

介護保険施設に入所（院）又は短期入所する場合の食費・居住費等について、住民税非課税世帯のうち預貯金等が一定以下の者に対して、利用者負担限度額を決定して認定証を交付するとともに、特定入所者介護（予防）サービス費を支給した。

1 日当たりの負担限度額

利用者負担段階区分		食費	居住費等		年度末現在 認定者数
第 1 段階	・生活保護受給者 ・本人、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金の受給者	300 円	ユニット型個室	820 円	27 人
			ユニット型個室的多床室及び従来型個室	490 円 (320 円)	
			多床室	0 円	
第 2 段階	本人、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋年金収入額が 80 万円以下	390 円 [短期入所は 600 円]	ユニット型個室	820 円	194 人
			ユニット型個室的多床室及び従来型個室	490 円 (420 円)	
			多床室	370 円	
第 3 段階 ①	本人、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋年金収入額が 80～120 万円	650 円 [短期入所は 1,000 円]	ユニット型個室	1,310 円	143 人
			ユニット型個室的多床室及び従来型個室	1,310 円 (820 円)	
			多床室	370 円	
第 3 段階 ②	本人、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋年金収入額が 120 万円超	1,360 円 [短期入所は 1,300 円]	第 3 段階①と同じ		303 人
合計					667 人

（ ）内は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合

(7) 高額介護（予防）サービス費の支給

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担を合算（同一世帯内に複数の利用者がいる場合は世帯合算）して上限額を超えた時に、申請により超えた額を支給した。

利用者負担段階区分	上限月額
生活保護の受給者	世帯・個人 15,000 円
住民税世帯非課税等	世帯 24,600 円
合計所得金額及び課税年金収入額の合計が 80 万円以下の者	個人 15,000 円
一般（住民税課税世帯）	世帯 44,400 円
課税所得 145 万円以上 380 万円未満	世帯 44,400 円
課税所得 380 万円以上 690 万円未満	世帯 93,000 円
課税所得 690 万円以上	世帯 140,100 円

(8) 高額医療合算介護（予防）サービス費の支給

介護保険と医療保険の両方の負担額が高額になった場合、介護保険と医療保険のそれぞれの限度額を適用後、年間（8 月から翌年 7 月まで）の自己負担額を合算して限度額を超えた時に、申請により超えた額を支給した。

(9) 利用者負担額の減免

ア 「訪問介護利用者負担額減額認定証」の交付

障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において、減額の条件に該当する者に対して認定証を交付した（交付者数 3 人）。

イ 「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」の交付

生計困難者が、社会福祉法人等が提供する減免対象となる介護保険サービスを利用する場合において、その介護サービス利用に伴う利用者負担の一部を法人の負担で減免する制度を利用する者に対して、確認証を交付した（交付者数 6 人）。

(10) 介護給付費適正化事業

適切なサービス提供と費用の効率化を図るため、介護給付費の適正化事業を行った。

ア 要介護認定の適正化

認定調査の内容について、認定事務員による点検及び確認を行った（4,392 件）。

イ ケアプラン点検

介護支援専門員が作成したケアプランの記載内容を点検した（121 件）。

ウ 住宅改修等の点検

住宅改修は、書面点検を行うとともに、必要に応じて工事内容や施工状況について現地点検を行った。また、福祉用具貸与は、用具の必要性や利用状況等を点検した（52 件）。

エ 医療情報との突合・縦覧点検（兵庫県国民健康保険団体連合会への委託により実施）

医療保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、医療と介護の重複請求を点検した。また、利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認した。

オ 介護給付費の通知

介護保険サービスの利用者に対して、事業所からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等を年 2 回送付することで、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果を図った。

(11) 介護保険運営協議会

介護保険に関する施策の企画立案及びその実施が、介護保険法の目的に基づき円滑かつ適切に行われることに資することを目的に、市長の附属機関として三木市介護保険運営協議会を設置した。

ア 委員の委嘱

委員数 16 人

委嘱期間 令和 5 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日まで

イ 協議会の開催

- 開 催 日 令和 5 年 7 月 19 日
場 所 市役所 4 階特別会議室
協議事項 (1) 令和 4 年度の介護保険事業について
(2) 令和 5 年度の介護保険事業について
(3) 第 9 期介護保険事業計画の策定について

(12) 「高齢者福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画」の策定

高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度に関する施策を総合的・計画的に推進するため
に、「三木市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」を策定した。

ア 基本理念

「高齢者が自分らしく生きがいを持って、住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けられる
よう、みんなで支え合うまちを目指します」

イ 計画期間

令和 6 年度から令和 8 年度まで

ウ 策定の経過

三木市社会福祉審議会に計画を諮問後、同審議会内に「高齢者福祉計画・介護保険事業計画
策定検討部会」を立ち上げた。

	開催日	場所	協議事項等
諮問	令和 5 年 7 月 27 日	市役所大会議室	社会福祉審議会に計画策定を諮問
第 1 回 検討部会	令和 5 年 8 月 31 日	市役所大会議室	・ 計画策定に向けた国の方針と市の現状 について ・ アンケート調査の結果について
第 2 回 検討部会	令和 5 年 10 月 31 日	市役所大会議室	・ 三木市の高齢者の現状と今後の見通し について ・ 計画における取組の方向性について
第 3 回 検討部会	令和 5 年 11 月 28 日	市役所特別会議室	計画の素案について
答申	令和 5 年 12 月 15 日	市役所特別会議室	社会福祉審議会から計画(案)を答申

エ パブリックコメントの実施

計画について、市民の意見を反映するため、パブリックコメントを募集した。

募集期間：令和 5 年 12 月 22 日～令和 6 年 1 月 22 日

結 果：意見提出なし

オ 介護保険条例の改正

本計画に基づき、令和 6 年度～8 年度の介護保険料（基準月額 5,300 円）を定めた条例改正
案を、令和 6 年 3 月議会に上程し、可決された。

2 認定審査事業

(1) 要介護認定事業

要介護認定申請により、訪問調査や主治医意見書を基に介護認定審査会を開催し、審査判定を
行った。

ア 介護認定審査会

- ・ 委 員 数 24 人（内訳：医療関係 12 人、保健関係 6 人、福祉関係 6 人）
- ・ 合議体数 4 合議体
- ・ 開催回数 99 回（原則、毎週火曜日及び木曜日）
- ・ 審査件数 1 回当たり 36～49 件

イ 要介護認定判定状況

- ・ 新 規 1,531 件（月平均 128 件）
- ・ 更 新 2,571 件（月平均 214 件）

・変 更	290 件（月平均 24 件）
・合 計	4,392 件（月平均 366 件）
ウ 介護認定調査件数	
・市 調 査	2,065 件（月平均 172 件）
・委託調査	2,244 件（月平均 187 件）
・合 計	4,309 件（月平均 359 件）
エ 主治医意見書作成件数	
・新 規	2,255 件（月平均 188 件）
・継 続	2,058 件（月平均 172 件）
・合 計	4,313 件（月平均 359 件）

(2) 居宅介護（介護予防）住宅改修費給付状況

要介護認定又は要支援認定を受けた者が自宅で安全に生活できるように、手すりの取付け、段差の解消などの小規模な家屋の改修を行った場合に、改修費用の一部を給付した（対象工事額（上限 20 万円）に対して、利用者負担割合に応じて 7 割～9 割を介護保険から給付）。

改修内容内訳（件）					合 計			保険給付額 （円）
手摺 取付	段差 解消	床材 変更	扉 取替	便器 取替	件数 （件）	工事費用 （円）	左のうち 対象額（円）	
414	112	18	54	5	453	62,926,341	52,164,417	45,729,861

（1 件の申請で複数の改修を行うことがあるため、内訳の計と合計件数は一致しない。）

(3) 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費給付状況

要介護認定又は要支援認定を受けた者が自宅で安全に生活するために必要となる腰掛便座、入浴補助用具などの福祉用具を購入した場合に、購入費用の一部を給付した（購入額（上限 10 万円）に対して、利用者負担割合に応じて 7 割～9 割を介護保険から給付）。

福祉用具内訳（件）					合 計			保険給付額 （円）
腰掛便座	自動排泄 処理装置 の交換 可能部品	入浴補助 用具	簡易浴槽	移動用 リフト つり具	件数 （件）	購入費用 （円）	左のうち 対 象 額 （円）	
102	0	222	0	2	316	10,421,187	10,209,567	9,036,133

（1 件の申請で複数の購入を行うことがあるため、内訳の計と合計件数は一致しない。）

(4) 住宅改造助成事業

要介護認定又は要支援認定を受けた者が住み慣れた家で自立した生活を送るためにバリアフリー化の改造を行った場合に、工事費用の一部を助成した。

ア 対象世帯

要介護認定又は要支援認定を受けた者が属している市内に居住する世帯（原則として公営住宅に居住する世帯を除く。）であって、次のいずれにも該当する場合

- (ア) 生計中心者が当該年度分市民税非課税世帯又は所得等が一定以下の世帯であること。
- (イ) この助成を受けたことがないこと。

イ 助成対象

手すりの取付け、段差の解消、引き戸への取替えなどの工事

ウ 助 成 率

市民税非課税	市民税均等割課税	市民税所得割課税	所得税課税
1/2	1/2	1/3	1/3

（所得制限：6,000,000 円（生計中心者））

エ 助成実績

工事箇所内訳（件）						合 計			助 成 額 （円）
浴 槽 洗面所	便所	玄関	廊下・ 階段	居室	台所	件数 （件）	工事費用 （円）	左のうち 対 象 額 （円）	
10	11	7	7	3	3	13	11,272,165	4,594,439	753,000

（1件の申請で複数の工事を行うことがあるため、内訳の計と合計件数は一致しない。）

(5) 介護福祉士資格取得支援事業

介護職員の資質向上及び人材育成を図るため、介護福祉士資格の取得に要する費用の一部を助成した。

ア 対 象 者

次の要件をすべて満たす者

- (ア) 市内の介護施設等で勤務し、今後も同施設で継続して働く意思があること。
- (イ) 介護福祉士の受験資格があり、助成年度に試験の申込みをしていること。
- (ウ) 市税を滞納していないこと。

イ 助成対象 介護実務者研修の受講料及び国家試験受験料

ウ 助 成 率 2分の1（上限額 100,000 円）

エ 補助実績 助成人数：6 人、助成額：303,000 円

(6) 介護保険事業所の指定業務

介護保険法及び三木市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則に基づき、介護保険事業所の新規指定又は指定更新を行った。

ア 新規指定

サービス種別	事業所名	指定年月日	有効期限
地域密着型通所介護	デイサービスセンター悠々	R5. 4. 1	R11. 3. 31
地域密着型通所介護	デイサービスセンターサンフォレスト	R5. 4. 1	R11. 3. 31

イ 指定更新

サービス種別	事業所名	指定年月日	有効期限
認知症対応型共同生活介護	グループホームゆうわの家	R5. 7. 1	R11. 6. 30
地域密着型通所介護	トライ	R5. 7. 1	R11. 6. 30
地域密着型通所介護	デイサービスあいむ	R5. 10. 1	R11. 9. 30

(7) 介護保険事業所の運営指導業務

介護給付費等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的として、介護保険法の規定に基づき、計画に則った介護保険事業所を対象に運営指導を行った。

ア 地域密着型サービス事業所

	実施日	サービス種別	事業所名
1	R5. 12. 15	地域密着型通所介護	デイサービス和

イ 居宅介護支援事業所

	実施日	サービス種別	事業所名
1	R5. 7. 12～25	居宅介護支援	指定居宅介護支援事業所さくら介護センター
2	R5. 7. 28	居宅介護支援	在宅介護支援センター口吉川
3	R5. 8. 25	居宅介護支援	在宅介護支援センター自由が丘
4	R5. 9. 20	居宅介護支援	グリーンホーム三木居宅介護支援事業所
5	R5. 10. 11	居宅介護支援	介護センターはっぴい
6	R5. 11. 13	居宅介護支援	三木山陽病院居宅介護支援事業所
7	R5. 11. 15	居宅介護支援	みき在宅介護応援事業所太鼓判

ウ 県管轄介護保険サービス事業所

	実施日	サービス種別	事業所名
1	R5. 8. 30	訪問看護	デイジー訪問看護ステーション
2	R5. 9. 8	訪問介護	ポリライフケアサービス有限会社緑が丘営業所
3	R5. 9. 15	訪問看護	訪問看護ステーションけんた
4	R5. 9. 29	訪問介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売	ケアセンターみき
5	R5. 10. 24	訪問介護	ヘルパーステーションざくろ
6	R5. 10. 25	介護老人保健施設	介護老人保健施設セントクリストファーズホーム
7	R5. 11. 8	介護老人福祉施設	特別養護老人ホームみずき
8	R5. 12. 13	介護老人保健施設	介護老人保健施設サンピラ三木
9	R5. 12. 20	訪問看護	みきやま訪問看護ステーション
10	R5. 12. 20	訪問介護	みきやま訪問介護ステーションミント
11	R6. 1. 19	通所介護	しゅうらく苑デイサービスセンター
12	R6. 1. 26	訪問看護	訪問看護ステーション松風
13	R6. 2. 6	訪問介護	太陽と月の家

(8) 介護保険事業者集団指導事業

適正な介護保険事業運営の確保を目的として、介護保険事業者における法令遵守、報酬改定や主な届出、実地指導での留意事項についての集団指導（説明会）を実施した。

実施日時 令和 6 年 3 月 18 日～3 月 26 日

実施方法 動画配信形式

対 象 者 三木市指定地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者（47 事業者）

(9) 認定調査員研修

認定調査に従事する者が、要介護認定及び要支援認定における公平・公正かつ適切な認定調査を実施するため、必要な知識、技術を習得することを目的として研修を実施した。

実施日時 令和 5 年 6 月 28 日、令和 6 年 1 月 22 日

対 象 者 市内居宅介護支援事業者等に従事する介護支援専門員

(10) 市立デイサービスセンター等の管理

在宅の高齢者の心身機能の維持向上、高齢者の介護等の相談への総合的な対応等を目的として設置した市立デイサービスセンター及び市立在宅介護支援センター（7 施設）について、指定管理を行った。

ア 期 間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（5 年間）

イ 指定管理者 三木市社会福祉協議会

ウ 指定管理料 10,000,000 円（令和 5 年度）

エ 施設改修

(ア) 外壁補修、塗装工事（デイサービスセンター三木東） 7,920,000 円

(イ) 照明器具の LED 取替工事（デイサービスセンター三木南） 7,480,000 円

(11) 介護施設の整備への補助

ア 地域介護拠点整備費補助金

三木市介護保険事業計画に基づき施設等を整備する事業者に対し、その整備に要する費用の一部を補助した。

(ア) 対象事業者 社会福祉法人、医療法人等

(イ) 対 象 事 業 地域密着型サービス施設等の整備、介護施設等の施設開設準備等

(ウ) 助 成 額 基準額内の実額

(エ) 補 助 実 績

a 対象事業者 アイビーメディカル株式会社

ｂ 補助内容

・三木すみれ看護小規模多機能型居宅介護の整備	36,600,000 円
・三木すみれ定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備	6,470,000 円
・三木すみれ看護小規模多機能型居宅介護の開設準備	5,484,000 円
・三木すみれ定期巡回・随時対応型訪問介護看護の開設準備	15,300,000 円
合 計	63,854,000 円

イ 地域介護・福祉空間整備等補助金

防災・減災等を目的とした計画に基づき実施する施設及び設備等の整備を行う事業者に対し、その整備に要する費用を補助した。

(ア) 対象事業者 防災・減災等を目的とした施設等の整備を行う事業者

(イ) 対 象 事 業 防災・減災等に資する整備、大規模修繕等

(ウ) 助 成 額 基準額内の実額

(エ) 補 助 実 績

対象事業者 グループホームゆうわの家(冷暖房設備更新工事) 補助金額 7,730,000 円

3 介護予防事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

住み慣れた地域でいつまでも元気で自立した生活を送ることができるよう、高齢者の日常生活の支援(介護予防・生活支援サービス)や介護予防の推進を行った。

ア 介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定を受けた者、基本チェックリスト該当者(事業対象者)を対象に、自立支援を目指した生活支援サービスを提供した。

(ア) 訪問型サービス(従前相当・緩和)

訪問サービス事業者が、要支援者等に対して掃除等の家事を中心に生活支援を行った。

	利用件数		延利用回数	
	年間合計	月平均	年間合計	月平均
従前相当	141 件	12 件	913 回	76 回
緩和	2,869 件	239 件	14,175 回	1,181 回
合計	3,010 件	251 件	15,088 回	1,257 回

(イ) 通所型サービス(従前相当)

通所サービス事業者が、要支援者に対して交流・運動・入浴等の支援を行った。

	利用件数		延利用回数	
	年間合計	月平均	年間合計	月平均
従前相当	2,947 件	246 件	19,075 回	1,590 回

(ウ) その他生活支援サービス

栄養改善や見守りを目的とした配食サービスを委託により行った。

・利用実人数 109 人

・年間延利用数 15,763 食

(エ) 介護予防ケアマネジメント

介護予防・生活支援サービスのみを利用する利用者に対して、地域包括支援センターがケアプランを作成した。

・実施件数 2,514 件(月平均:210 件)

(オ) 家事ヘルパー養成研修

訪問型サービスを行う家事ヘルパーを養成するため、「みっきい☆家事ヘルパー(兵庫県介護予防・生活支援員)養成研修」を、生活協同組合コープこうべへの委託により開催した。

・実施時期 令和5年12月6日～12月22日のうち3日

・参加人数 9人

イ 一般介護予防事業

高齢者が要介護状態にならないようにするため、地域住民が主体となって実施する「みっきい☆いきいき体操自主教室」により、介護予防に取り組んだ。

みっきい☆いきいき体操自主教室（令和6年3月末）

- ・教室数 市内124教室
- ・体操参加（登録）者 1,895人

(ア) 介護予防普及啓発事業

事業名	回数（回）	参加延人数（人）
転倒骨折予防教室	14	231
地域介護予防教室	34	482
介護予防講座	43	999
健康プール運動指導	368	1,625
トレーニングルーム運動指導	100	321
高齢者屋内プール利用助成		13,036

(イ) 地域介護予防活動支援事業

事業名	回数（回）	参加延人数（人）
みっきい☆いきいき体操自主教室育成事業	55	577
みっきい☆いきいき体操自主教室支援事業	466	4,674
自主教室における運動機能測定	119	1,145
みっきい☆いきいき体操自主教室代表者会	1	71
みっきい☆いきいき体操サポーター研修会	1	13
高齢者ボランティアポイント事業	490	490

(ウ) 介護予防把握事業

みっきい☆いきいき体操自主教室において、フレイルチェックを実施し、生活機能の低下がみられる高齢者を把握した。

年齢	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	計
人数	69人	252人	321人	363人	128人	1,133人

(エ) 地域リハビリテーション活動支援事業

フレイルや、転倒骨折のおそれがある者に対して、3か月間の短期集中教室の「みっきい☆いきいき体操プラス」を開催した。

開催時期 令和5年10月18日～令和6年1月17日（週1回、12回開催）

場所 青山公民館

参加人数 13人

また、みっきい☆いきいき体操自主教室や健康ミニフェスタなどで、体組成測定やフレイル予防などに関する個別相談を実施した。

実施回数 9回

参加人数 126人

ウ 生活支援体制整備事業

住民を主体としてさまざまな取り組みを一緒に協議しながら地域づくりを行うことを目的として市内の小圏域（10地区）のうち8地区に設置されている第2層協議体に、三木市社会福祉協議会への委託により「第2層生活支援コーディネーター」を4名配置し、地域づくりを支援した。

また、市内全域を担当する「第1層生活支援コーディネーター」を、介護保険課内に1名配置、既存の地域資源を把握し、問題の発見・分析・地域課題を政策につなげるため「三木市生

活支援体制整備推進協議会」(第1層協議体)などで協議しながら、地域づくりを支援した。

(2) 任意事業

ア 家族介護教室

高齢者を介護している者に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識、技術習得のための教室を、三木市社会福祉協議会への委託により実施した。

- ・実施回数 7回
- ・参加延人数 111人

イ 住宅改修理由書の作成等に対する助成

住宅改修費の給付適正化のため、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等が、支給申請に係る理由書を作成した場合に作成手数料を交付した。

- ・理由書作成件数 52件

ウ 配食サービス

調理が困難なひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯に対し、定期的な配食サービスと安否確認を委託により行った。

- ・利用実人数 172人
- ・年間延利用数 15,572食

エ 介護用品支給事業

介護者又は在宅高齢者の精神的、経済的負担の軽減を図るために、紙おむつや尿とりパッドの介護用品を支給した。

- ・利用実人数 (支給) 15人、(購入支援) 1人

オ 家族介護者交流事業

高齢者を介護している家族介護者相互の交流の機会を提供し、心身の元気回復を図った。

- ・実施回数 12回
- ・参加延人数 61人

カ 認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク事業

認知症高齢者等の見守りと行方不明時の早期発見を目的に、協力機関による見守り体制の構築と、認知症高齢者等の家族への支援を図った。

- ・登録者数 38人(うち新規登録者10人)
- ・協力機関数 117事業所

キ 認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となる「認知症サポーター」の養成講座を開催した。

- ・実施回数 8回
- ・参加人数 275人

(3) 在宅福祉サービス

ア 訪問理容サービス

寝たきりや車椅子等利用により外出が困難な高齢者に対して、居家で理容サービスを受ける場合に利用券を交付した。

- ・利用回数限度 年間4回まで(自己負担2,000円)
- ・利用実人数 62人
- ・年間利用回数 134回

イ 外出支援サービス

寝たきりや車椅子等の利用者に対し、医療機関や必要施設等への外出を支援するため、リフト付タクシーの利用券(初乗り料金相当額)を交付した。

- ・利用回数限度 月4回まで

- ・利用実人数 64人
- ・年間利用回数 485回

ウ 緊急通報サービス等

ひとり暮らしの高齢者等の安全確保のため、緊急通報システム又は福祉電話の貸与を行った。

貸与品	年度末設置件数
緊急通報システム	125件
福祉電話	6件

(4) 成年後見支援センター

認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分になり、自分自身では契約や財産管理が難しい者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、三木市成年後見支援センターを設置した。同センターでは、社会福祉士が相談対応するほか、司法書士、弁護士による専門相談を行った。また、普及啓発事業として、成年後見制度の周知を図る活動を行った（三木市社会福祉協議会委託）。

ア 相談件数

一般相談 146件

専門相談 16件

合 計 162件

（内訳：高齢者 119件、知的障がい者 10件、精神障がい者 11件、その他 22件）

イ 相談内容

（単位：件）

権利侵害	金銭管理等	財産管理	申立て手続き	医療事項	後見人候補者	今後の生活設計	事業について	制度について	その他	合計
1	31	55	66	4	6	39	2	89	55	348

ウ 普及啓発事業

内容	開催回数	参加者
映像で学ぶはじめての成年後見制度	12回	16人
成年後見制度を知る市民講座	2回	42人
成年後見制度を知る支援関係者向け講座	1回	36人
出前説明会	4回	39人
成年後見関係者交流会（関係機関との連携）	1回	34人
成年後見・権利擁護セミナー	1回	38人
広報誌、ホームページ掲載	随時	—

(5) 高齢者ファミリーサポートセンター

高齢者が住み慣れた地域で安全安心な生活を送ることができるよう、「生活の援助を必要とする高齢者」と「できる範囲で手助けしたい者」がお互いに会員登録する「高齢者ファミリーサポートセンター」事業を実施した（三木市社会福祉協議会委託）。

ア 会員登録者数（令和6年3月現在）

協力会員登録者数 68人

依頼会員登録者数 328人

両方会員登録者数 7人

イ 活動実績

活動回数 1,693回

活動時間 2,639時間

活動内容

（単位：回）

食事の準備	買い物	掃除	洗濯	外出時の付添	話し相手	庭の手入れ	その他
0	134	587	11	19	0	846	96

4 地域包括支援センター

(1) 介護予防ケアマネジメント業務

要支援 1・要支援 2 及び事業対象者に対し、心身の状態や取り巻く生活環境等を把握しながら、予防給付のみのサービス調整や、予防給付と介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を組み合わせて調整する「介護予防支援」、総合事業における介護予防ケアマネジメントの「第 1 号介護予防支援事業」を実施した。

ケアプラン作成件数

	介護予防支援		第 1 号介護予防支援事業	
	年間合計	月平均	年間合計	月平均
地域包括支援センター	3,905 件 (新規 144 件)	325 件 (新規 12 件)	925 件 (新規 45 件)	77 件 (新規 4 件)
事業者委託 (37 か所)	5,764 件 (新規 183 件)	480 件 (新規 15 件)	1,591 件 (新規 75 件)	132 件 (新規 6 件)
合 計	9,669 件 (新規 327 件)	805 件 (新規 27 件)	2,516 件 (新規 120 件)	209 件 (新規 10 件)

(2) 総合相談支援業務

ア 総合相談支援

相談内容に応じて、関係機関と連携しながら必要な情報収集を行い、介護保険サービスをはじめとした制度の利用や関係機関・地域資源につなぐなど、総合的な支援を行った。

(単位：件)

支援内容	地域包括支援センター	ブランチ (9 か所)
介護保険・総合事業に関すること	3,226	2,825
保健・福祉サービスに関すること	175	100
認知症に関すること	1,399	113
高齢者虐待に関すること	183	1
権利擁護に関すること	145	13
医療（入退院等）に関すること	220	1,179
その他 (※)	638	146
合 計	5,986	4,377

(※) その他の内容：安否確認、生活困窮、独居・将来の不安、近隣トラブル、介護負担、介護方法、家族支援に関すること、福祉用具自費レンタル等

イ 普及啓発

地域住民の会合やふれあいサロン等の地域活動の場において、出前講座を実施し、相談窓口の周知を図り、必要とする情報提供を行った。

(出前講座の依頼先)

高齢者生きがいセミナー、まちづくり出前トーク、民協定例会、福祉委員研修会、ふれあいサロン、みっきい☆いきいき体操サポーター研修会、関西国際大学（地域・在宅看護論）等

(3) 権利擁護業務

高齢者の権利や財産を守るため、成年後見制度の利用等の支援のほか、高齢者虐待の予防及び早期発見に努めた。虐待事例が発見された場合には、必要な対応や支援方針を検討し、関係機関と連携しながら、高齢者本人や家族に対する適切な支援・継続的な見守りを行った。

高齢者虐待の内訳（重複あり）

(単位：件)

身体的虐待	心理的虐待	放任・放置 (ネグレクト)	性的虐待	経済的虐待
25	18	6	0	3

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

包括的・継続的なケア体制を推進するため、介護支援専門員に対して日常的な個別相談や支援困難事例等への指導・助言を行った。また、地域の多様な関係機関との連携を図った。

ア 地域ケア会議

多職種協働による個別事例の検討により、個別課題の解決や介護支援専門員のケアマネジメント力の向上、関係者間のネットワーク構築、地域課題の把握を目的とした「地域ケア個別会議」を開催し、軽度者（要支援 1・要支援 2 及び事業対象者）や困難・認知症のケースについて、支援内容や方針を検討した。

また、地域住民と専門職が集まり、課題解決に向けて話し合う「ご近所会議」を開催した。

	軽度者会議	困難・認知症会議	ご近所会議
南部圏域	3 件	－	－
西部圏域	1 件	5 件	－
東部圏域	1 件	－	5 件

イ ケアミーティング

要支援 1・要支援 2 及び事業対象者が訪問型サービスを利用する時に、身体的な理由などにより本人の自立した生活に向けた個別対応を検討する場合に、ケアミーティングを開催した。

- ・現行相当で身体介護の利用 3 件
- ・緩和型サービスで利用回数の増加 7 件

ウ 支援ケアマネ連絡会

市内の介護支援専門員の連携体制の強化と情報提供や研修を目的とした連絡会を企画・開催し、制度の理解や専門性の向上を図った。

- ・連絡会 3 回 159 人
- ・研修会 1 回 47 人

エ 地区別支援ケアマネ連絡会

地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所の介護支援専門員が生活圏域ごとに集まり、情報交換や研修を行い、情報を共有した。

- ・南部地区（緑が丘、青山、自由が丘、志染） 2 回 40 人
- ・西部地区（三木、三木南、別所） 3 回 89 人
- ・東部地区（吉川、口吉川、細川） 2 回 20 人

オ 主任介護支援専門員連絡会

主任介護支援専門員同士の連携や介護支援専門員に対する支援、主任介護支援専門員の専門性の向上を図るため、連絡会や研修会を開催した。

- ・連絡会 3 回 67 人
- ・研修会 1 回 41 人

カ 地域密着型サービス事業所運営推進会議への参加

地域密着型サービス事業所運営推進会議において、各事業所の取り組みや認知症ケアについての情報共有、地域包括ケアの推進に関する情報交換を行うなど、地域の関係者等との連携強化に努めた。

(5) 認知症施策の推進

ア 認知症の早期発見

認知症の疑いのある者の早期受診につなげることを目的として、65 歳以上の町ぐるみ健診

申込者を対象に、認知症予防健診受診票を送付した。認知症予防健診の結果、認知症の疑いのある者に、医療機関への受診勧奨を行った。

実施人数	健診結果			
	異常なし	経過観察	判定不能	疑いあり (受診勧奨)
3,515 人	3,333 人	35 人	19 人	128 人

イ タッチパネルを活用した「頭の健康チェック」

簡易「もの忘れテスト(物忘れ相談プログラム)」による記憶力チェックや生活状況を把握し、認知症の早期発見及び相談対応を行った。また、必要に応じて医療機関への受診勧奨を行った。

相談形式	場 所	相談者数
個別相談	市役所	73 人
	西部サブセンター	47 人
	吉川サブセンター	18 人
出前相談	ふれあいサロン・家庭訪問	11 人

ウ 認知症予防に取り組むグループ(みっきい☆頭すっきりクラブ)への活動支援

グループ名(発足時期)	活動場所	回数	参加延人数
わかば会 (H29.11)	ハートフルプラザ みき	35 回	355 人
すみれ会 (H30.4)		32 回	112 人
すいよう会 (H31.4)		24 回	129 人
れいわ会 (R2.1)		22 回	131 人
弥生会 (R3.3)		35 回	152 人
ほほえみ会 (H30.4)	吉川健康福祉セン ター	22 回	98 人
葉月会 (R4.8)		23 回	143 人

エ 認知症カフェの活動支援

住民主体で開催する「認知症カフェ」に専門職が関わることで、認知症の人や家族が地域の中で安心して暮らせるよう情報提供を行った。また、認知症カフェ運営補助金を交付し、住民主体のボランティア活動を支援した(交付件数2件)。

オ 認知症初期集中支援チーム

認知症が疑われる者や認知症の者及びその家族を訪問し、初期の支援を包括的・集中的に専門職が連携し、早期診断・早期対応につなげられるよう、相談支援を行った。

チ ャーム 員 構 成	地域包括支援センター：保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員 大村病院：専門医、認知症サポート医、精神保健福祉士、作業療法士 三木市医師会：認知症サポート医
対 応 件 数	新規16件、前年度からの継続3件
チーム員活動回数	家庭訪問、家族面談、医療機関への受診同行等 39 回
検 討 委 員 会	認知症初期集中支援チームの評価及び検討 1 回

カ 認知症ケアパス改訂版の作成

認知症予防から認知症の容態に応じ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかについて、あらかじめ標準的に示した平成28年度作成版「認知症ケアパス」の情報を更新し、認知症の者やその家族の思いを掲載した「認知症あんしんガイドブック」(認知症ケアパス改訂版)を6,000部作成した。

キ 世界アルツハイマー月間の取組

9月の世界アルツハイマー月間及び9月21日の世界アルツハイマーデーに際し、認知症への理解を深めるための啓発を行った。

- ・広報、ホームページ、神鉄三木駅デジタルサイネージに掲載

- ・市役所での庁内放送
- ・市役所正面玄関前の懸垂幕掲揚
- ・市役所前オブジェを日没から 22 時まで、認知症支援のオレンジ色にライトアップ

(6) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方のサービスが必要な高齢者の増加に対応するため、在宅医療・介護連携支援センターと連携し、医療と介護の多職種が連携するネットワークの構築や課題解決に向けて、会議や研修会を開催した。

- | | |
|--------------------------|---------------|
| ・三木市在宅医療・介護連携推進会議 | 2 回 |
| ・三木市在宅医療・介護連携推進会議における幹事会 | 1 回 |
| ・在宅医療・介護連携のためのワーキング部会 | 1 回 |
| ・多職種連携研修会 | 1 回（参加者 65 名） |